

愛知県地域保健医療計画の中間見直しについて**1 趣旨**

医療法第 30 条の 6 の規定により、医療計画は計画期間である 6 年間のうち、3 年ごとに必要があると認めるときは中間見直しを行うものとされています。よって、今回の医療計画の見直しでは、3 年の経過に伴う各項目の時点修正を行います。

第 1 回の会議（書面開催）の結果（令和 3 年 10 月 29 日通知）でお示しした計画を、さらに修正したものを案として示します。網掛け部分が、修正箇所となります。

2 策定期間等

- (1) 県計画は、国通知に基づき、2021(令和 3)年度中に策定する。
- (2) 中間見直し後の計画期間は、2023(令和 5)年度までとする。
- (3) 医療圏計画は、県計画の原案の記載内容を反映させ、2021(令和 3)年度中に策定する。

3 今回の主な見直し内容（10 月 29 日通知の内容からの見直し）

- (1) 時点の修正
現状に沿った内容での時点修正。
- (2) 愛知県地域保健医療計画に対する意見等に対応した内容の修正。

4 見直しの方針

新型コロナウイルス感染症対策業務に注力するため、可能な範囲で行います。（令和 3 年 6 月 25 日付け愛知県保健医療局長通知）